

YOSANO
広報よさのお知らせ版

No.335

令和6年3月25日発行

問=問い合わせ先

申=申し込み先・方法など

木造住宅耐震改修費補助

耐震改修（設計・工事）に要した費用の一部（条件あり）を補助

※ 補助率および補助金額などの詳細は、お問い合わせください

木造住宅の簡易な耐震改修費助成

簡易な耐震改修（設計・工事）に要した費用（上限40万円・条件あり）を補助

木造住宅耐震診断士派遣費補助

木造住宅の安全性向上のため、耐震診断士派遣、耐震改修費補助、耐震シエルター設置費補助を行います。なお、いざれの補助も4月1日（月）から先着順で受け付けます。

対象 昭和56年5月31日以前に着工し完成している木造住宅

補助内容 自己負担3000円（1戸当たり）で、京都府木造住宅耐震診断

地震につよい木造住宅づくりを支援します

木造住宅の安全性向上のため、耐震診断士派遣、耐震改修費補助、耐震シエルター設置費補助を行います。なお、いざれの補助も4月1日（月）から先着順で受け付けます。

QRコード
町ホームページ

士を派遣

木造住宅耐震改修費補助

耐震改修（設計・工事）に要した費用の一部（条件あり）を補助

※ 補助率および補助金額などの詳細は、お問い合わせください

木造住宅の簡易な耐震改修費助成

簡易な耐震改修（設計・工事）に要した費用（上限40万円・条件あり）を補助

木造住宅耐震診断士派遣費補助

木造住宅の安全性向上のため、耐震診断士派遣、耐震改修費補助、耐震シエルター設置費補助を行います。なお、いざれの補助も4月1日（月）から先着順で受け付けます。

地震につよい木造住宅づくりを支援します

木造住宅の安全性向上のため、耐震診断士派遣、耐震改修費補助、耐震シエルター設置費補助を行います。なお、いざれの補助も4月1日（月）から先着順で受け付けます。

QRコード
町ホームページ

在宅介護用品支給事業

在宅で高齢者などの介護をしているご家族を支援するため、介護用品の支給事業を実施しています。

対象者 町内在住で、介護保険法によ

る「要介護度4および5」の認定を受けている方を在宅で介護している、次のいずれかに該当する方。

① 町民税非課税世帯

② 町民税課税世帯で、介護を受ける本人が町民税非課税（令和9年3月31日までの期間に限る）

※ 申請は住民票上の同一世帯員の方に限ります

※ 6月分までは令和5年度の町民税で判断します

※ 入院や施設入所、要介護度が3以下になるなど、ご本人の状態が対象者要件に該当しなくなつた場合は利用できません

共通注意事項 設計・工事着手後や設計事務所・工務店等との契約後の受け付けはできません。

住宅に係わる耐震改修促進税制 改修内容によっては所得税の特別控除、固定資産税の減税措置が受けられる場合があります。

問・申 建設課 ☎ 43・9014

月額5000円分の金券

金券利用店 町内の登録業者（金券の送付時にお知らせします）

購入可能な物品 紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、おしりふき・からだふき、防水シーツ、ドライシャンプー、嚥下補助食品（トロミ調整剤）、介護用手袋、口腔ケア用品、消臭剤、食事用エプロン

【国民健康保険税】
産前産後期間相当分の減額

対象の方は、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から産前産後期間相当分（4ヶ月分）が減額されます。

対象者 出産予定の国民健康保険被保険者の方 ※ 届け出が必要

持ち物 母子健康手帳

その他

● 出産予定期日の6ヶ月前から届け出ができる、出産後の届け出も可能です。

● 年額の保険税から産前産後期間相当分の所得割・均等割保険税が減額されるため、産前産後期間の保険税が0円になることは限りません。また、払はずの保険税がある場合は還付されます。

問・申 保健課 ☎ 43・9022

【軽自動車税（種別割）】

身体障害者・構造改造車両・公益事業用車両の減免申請

軽自動車税（種別割）は、申請により減免を受けることができます。

減免申請に必要なもの

【すべてに共通するもの】

減免申請書

【障害者減免の場合】

● 身体障害者等手帳

● 自動車検査証または標識交付証明書

● 運転する方の運転免許証

- 個人番号のわかるもの（通知力ードなど）
 - 障害のある方1人につき1台で、自動車税（種別割）の減免を受けている場合は対象になりません
 - 《構造改造車両（障害者仕様）の場合》
 - 車検証（写）
 - 改造の内容が車検証で確認できない場合は写真が必要です
 - 《公益事業用車両の場合》
 - 車検証
 - 運行口誌等の実績報告書など
 - 注意事項
 - 令和5年度に減免を受けている方も申請が必要です。
 - 法人の場合は、「軽自動車税減免申請書」の申請書欄に押印し提出してください。
 - 減免には一定の基準がありますので、判定については住民税務課までお問い合わせください。
 - 問・申　4月1日（月）から5月31日（金）までに、住民税務課（☎ 433-9020）へ。なお、申請期間以外は受け付けできません。

● 令和5年度に減免を受け、申請内容に変更がない場合は手続き不要です。

● 申請の必要の有無についてご不明な方は、事前に電話でお尋ねください。

● 月の初旬は、受付窓口が混み合いお待ちいただことがあります。

● 6月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの月割り減免となります。

問 丹後広域振興局税務課
☎ 0772・62・4303

【予約制】夜間・休日窓口でもマイナンバーカードが受け取れます

平日はマイナンバーカードの受け取りが難しい方は、ぜひご利用ください。また、暗証番号の再設定や電子証明書の更新などのお手続きは、事前にご相談をお願いします。

《休日窓口》

日時 4月14日(日) 午前9時～正午

会場 役場野田川庁舎

予約締め切り 4月11日(木)

《夜間窓口》

日時 每週水曜日の午後6時半まで

会場 役場野田川庁舎

予約締め切り 前の週の金曜日

注意事項

(金) 午前8時半～正午、午後1時～4時半(土日および祝日を除く)

「ケアハウス岩瀬」 4月会員の受付

4月会員の受付日程について

フアハウスマツ岩滝の会員募集は、各月の前月の末から行っていますが、4月は年度が変わることから、受け付けを「4月1日（月）」から行います。受け付けが混雑し、「迷惑をおかけすることが予想されますが、ご理解いただきますようお願いします。

- ふれあい元気づくりの日**

健康づくりや介護予防、元気づくりの場、集いの場として開催しています。どなたでも、いつからでも参加できます。申込不要。参加無料。

日程・会場

 - 4月8日（月）野田川わーくぱる
 - 4月15日（月）岩滝保健センター
 - 4月22日（月）元気館

ふれあい元気づくりの日

【与謝野町文化協会】	
日時	5月25日（土）午前7時半～午後7時（予定）
行き先	福井県坂井市・福井市（丸岡城、丸岡歴史民俗資料館、一筆啓上日本一短い手紙の館、一乗谷朝倉氏遺跡など）
対象者	文化協会員20人、町民の方（高校生以上）20人
参加費用（当日徴収）	● 70歳以上の方：3500円／人 ● 70歳未満の方：4000円／人 ※ 昼食代・入館料・保険料など
申込	4月18日（木）までに、加悦地域公民館・知遊館・中央公民館にある参加申込書に必要事項を記入のうえ、いずれかの公民館へ。なお、希望者が定員を超えた場合は、文化協会で抽選を行い参加者を決定します。
問	社会教育課 ☎ 43-9026

細見茂樹絵画展の開催

- 午前9時半～10時 血圧測定や保健師などによる健康相談
- 午前10時～11時 体操・講話・レフリエーションなど
- 問 保健課 ☎ 43・9022
- 細見茂樹絵画展の開催
- 日時 4月14日（日）～5月12日（日）
- 午前9時～午後5時
- ※ 月曜日休館・入場無料
- 会場 生涯学習センター 知遊館
- 内容 細見茂樹氏のリアルでミステリアスな絵画作品を展示

看護職就業相談会の開催（無料）

看護職就業相談会の開催（無料）

公益社団法人京都府看護協会京都府
北部看護職支援センターでは、次との
おり看護職就業相談会を開催します。
日時 4月10日（水）午後1時半～3時
会場 ハローワーク宮津

問 京都府北部看護職支援センター
☎ 46-9002

出張がん個別相談の開催（無料）

日時 4月25日（木）、5月23日（木）、
6月27日（木）
※ いずれも午後1時半～3時半

会場 京都府丹後保健所

相談員 京都府がん総合相談支援セン

ターの保育師または看護師

問・申 実施日の前日午後4時までに、

京都府がん総合相談支援センター（☎

0120-078-394）へ。

※ 電話および対面相談を、月～金（祝
日・年末年始を除く）午前9時～正午、
午後1時～4時に実施していますので、
こちらもご利用ください。

クリーンはしだて1人1坪大作戦

日時 4月14日（日）午前8時半～10時

場所 文殊（小天橋）／府中（船越）

その他 軍手・熊手をお持ちください。

問 天橋立を守る会 ☎ 222-8030

固定資産税土地と家屋の 価格などの縦覧および閲覧

期間 ● 縦覧 4月1日（月）～5月31日（金）

● 閲覧 4月1日（月）から通年
※ いずれも午前8時半～午後5時（土
日および祝日を除く）

場所 住民税務課（加悦庁舎）

持ち物 個人を証明できるもの（運転
免許証、マイナンバーカードなど）

《縦覧とは》自身の所有する土地と家
屋の評価に関し、他人の土地や家屋の
評価額等と比較することで、その評価
が適正であるかどうかを判断する制度。
※ 土地の納税者は土地の、家屋の納
税者は家屋の、両資産の納税者は土地
と家屋両方の縦覧ができます。

《閲覧とは》納税者本人の所有する資
産部分を閲覧する制度。

注意事項

● 町内所有の資産が免税点未満であ
る方、また納税者ではない方は縦覧で
きません。

● 紳士者以外の方が縦覧や閲覧を希
望する場合は、納税者からの委任状を
お持ちください。

問 住民税務課 ☎ 43-9020

充電式小型家電製品の 分別収集にご協力ください

充電式の小型家電製品に入っている
「リチウムイオン電池」は、「取り外し
て有害・危険ごみ」に分別、また、電
池を取り外した小型家電製品は、燃や
さないごみに分別して出していただけ
ことになっています。
ごみ処理を行っている宮津与謝ク
リーンセンターでは、小型家電製品に
入っているリチウムイオン電池が原因
の発火が発生しています。そのため、

製品本体とリチウムイオン電池が一体
化して取り外しができない製品は、「燃
やさないごみではなく有害・危険ごみ
に分別」して、ごみ収集に出していたた
ります。協力をお願いします。

一体化して取り外せない製品の例
スマートフォン、タブレット、携帯電
話、モバイルバッテリー、ゲーム機、
電気シェーバー、電動歯ブラシ、ハン
ディーファン、電子たばこ、ワイヤレス
イヤホン、充電式掃除機 など

問 農林環境課 ☎ 43-9023

【染色センター】 4月1日から休館します

与謝野町染色センターは、昭和57年
の施設設置以降、染色技術者を配置し、
染色技術の導入定着による織物業の振
興を図ってきました。

施設設置から約40年が経過し、町内
染色事業者の減少や染色体験などの
需要の低下により、近年は年間延べ
100人弱の利用となっています。ま
た、施設の管理運営を検討していく中
で、当初の施設運営の目的は達成され
たと判断しました。

今後の活用は、ほかの活用方法がな
いかなど管理運営の方向性を議論し決
定していきたいと考えています。長年
にわたりご利用いただき、ありがとうございました。

問 産業観光課 ☎ 43-9012

4月の「休日在宅医」

月 日	外 科	内 科
4/ 7 (日)	いとうクリニック（字男山） ☎ 46-3553	
4/14 (日)	鳥居クリニック（字三河内） ☎ 44-1730	宮津市休日応急診療所 (宮津市) ☎ 46-6230
4/21 (日)	宮地医院（宮津市） ☎ 22-0580	
4/28 (日)	浪江医院（宮津市） ☎ 22-7211	
4/29 (祝)	由良診療所（宮津市） ☎ 26-9300	

内科（受付時間）：午前8時45分～11時45分、午後1時45分～4時45分
外科（診察時間）：午前9時～正午、午後2時～5時

小児救急電話相談

お子さんの夜間の急な病気（発熱・下痢・
ひきつけ等）に困ったら医療機関の小児
科担当看護師または小児科医師が電話相
談に応じます。

- 時間
19時～23時（ただし土曜日は15時～23時）
- 電話番号
プッシュボタン回線 / 携帯電話：#8000
ダイヤル回線：075-661-5596

4月相談日程

名称	相談日	場所	時間	備考
心配ごと・行政相談	10日(水)	社協岩滝支所 (岩滝ふれあいセンター)	13:00～15:00	日常の心配ごと、行政、人権に関する相談。 予約不要。秘密厳守。利用無料。
	18日(木)	社協野田川支所		
	25日(木)	社協加悦支所 (旧かやこども園)		
京都弁護士会法律相談 (与謝野相談所)	10日(水) 24日(水)	知遊館	13:20～16:40	要予約。弁護士による相談。原則有料 ※ 40分 5,500円 詳しくは丹後法律相談センターへ。☎ 0772-68-3080 ◎町の相談料補助制度があります
司法書士無料法律相談 (京丹後総合相談センター)	4日(木)	峰山地域公民館	13:30～16:30	要予約。登記・多重債務・後見人など。1人30分。 詳しくは京都司法書士会へ。☎ 075-255-2566
府民無料法律相談	19日(金)	丹後広域振興局 (宮津総合庁舎)	13:30～16:30	要予約。弁護士による相談。3日前(土日祝日を除く)午前9時から予約受付。詳しくは振興局へ。☎ 22-2700
府民交通事故相談	11日(木)	丹後広域振興局 (峰山総合庁舎)	9:00～11:30 13:00～16:00	要予約。損害賠償・示談・保険請求等専門の相談員が対応。 利用無料。詳しくは振興局へ。☎ 0772-62-4301
常駐人権相談	23日(火)	法務局宮津支局	10:00～16:00	予約不要。人権に関する相談。秘密厳守。詳しくは法務局へ。☎ 22-2561
交通事故民事無料相談	5日(金)	大宮織物ホール	12:30～15:00	要予約。丹後法律相談センターへ。☎ 0772-68-3080
ひきこもり相談	17日(水)	旧かえでこども園	10:00～12:00	要予約。臨床心理士による相談。企業組合労協センター事業団「ひとつわ」へ。☎ 080-2507-9010
	24日(水)	平日 たんぽぽの家 (後野811番地1)	10:00～16:30	要予約。臨床心理士、元学校教員による相談。安心して過ごせる「居場所」の開設。詳しくはたんぽぽの家へ。☎ 21-4407
ハローワーク出張相談	5日(金)	役場加悦庁舎	9:00～12:00	要予約。詳しくは福祉課へ。☎ 43-9021
仕事・生活個別相談	9日(火) 23日(火)	野田川わーくぱる	10:00～16:00	要予約。実施日の前日までに(社)京都自立就労サポートセンターへ。☎ 0773-22-3840
就労準備支援個別相談	9日(火) 23日(火)	野田川わーくぱる	10:00～16:00	要予約。就労に向けての不安悩み相談。実施日の前日までに、 京都ジョブパークへ。☎ 0773-22-3815

【京都弁護士会法律相談与謝野相談所について】有料で相談した場合は、町の法律相談料補助制度をご利用ください。相談日から2週間以内に領収書の写しをお持ちのうえ、住民税務課に申請してください。その他、詳しくは住民税務課(☎ 43-9020)へ。

乳幼児健診予定表（令和6年4月～5月実施分）

問 子育て応援課 ☎ 43-9024

健診名	実施日	対象児	実施場所	受付開始時間
乳児健診前期	4/4(木)	令和5年11月8日生～12月4日生	元気館	13:30～
	5/9(木)	令和5年12月5日生～6年1月9日生	岩滝保健センター	
乳児健診後期	4/11(木)	令和5年5月15日生～6月16日生	元気館	13:30～
	5/16(木)	令和5年6月17日生～7月16日生	岩滝保健センター	
離乳食教室	4/16(火)	令和5年10月15日生～11月21日生	元気館	10:00～
	5/21(火)	令和5年11月22日生～12月21日生	岩滝保健センター	
1歳6か月児健診	4/18(木)	令和4年7月25日生～9月8日生	元気館	13:30～
	5/23(木)	令和4年9月9日生～11月8日生	岩滝保健センター	
1歳6か月児歯科健診	4/3(水)	令和4年7月25日生～9月30日生	元気館	13:00～
3歳児健診	5/28(火)	令和2年9月15日生～11月22日生	岩滝保健センター	13:30～
3歳児歯科健診	4/23(火)	令和2年9月1日生～11月22日生	元気館	13:00～

※ 対象の方には個別に案内をお送りします

※ 1歳6か月児健診と3歳児健診については、内科と歯科の健診を分けて実施しております

※ 離乳食教室は、対象児が変更となる可能性があります

【クアハウス岩滝】 営業時間の変更

問 産業観光課 ☎43-9012

クアハウス岩滝の「土曜日の営業時間」を、4月6日（土）から変更します。

曜日	変更前	変更後
平日	午前10時～午後9時 (午後8時30分最終入館)	変更なし
土曜日	午前10時～午後6時 (午後5時30分最終入館)	正午～午後8時 (午後7時30分最終入館)
日曜日・祝日	午前10時～午後6時 (午後5時30分最終入館)	変更なし
【休館日】毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は営業、翌平日が休館日）		

水道メータ検針員の募集

問 上下水道課 ☎43-9031

応募要件	与謝野町内在住の方で、心身とも健康で業務時の移動手段を確保できる方
募集人数	1人
業務内容	委託業務として、指定の期間内（毎月1日～10日）に町が指定する地域の水道メータ検針を行い、検針器（町貸与品）から発行される「検針お知らせ票」を各戸へ配布
業務地	字岩滝および男山地内
委託金額	検針件数に1件あたり55円を乗じた額に消費税額を加算した額 ※1ヵ月あたり約1,300件。なお、検針件数は目安で件数を保障するものではありません
採用時期	5月1日（水）から
委託期間	令和7年3月31日（月）まで ※契約の更新は、業務成績・能力などにより判断します
選考	応募者の中から町で選考し、採用者を決定します。
申込期限	4月19日（金）午後5時までに、上下水道課にある申込書に必要事項を記入し、上下水道課へ。なお、提出いただいた書類はお返しできません。

【新型コロナワクチン予防接種のお知らせ】

問 保健課 ☎43-9022

～令和6年3月31日で、新型コロナワクチンの「全額公費による無料接種」が終了～

新型コロナワクチンの無料接種は令和6年3月31日で終了し、4月1日以降は任意接種となり全額自費となります（接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はありません）。ただし、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方（※）は、定期接種として令和6年秋冬に高齢者インフルエンザと同じように公費による接種が実施予定です。（一部負担金が必要となります）

- ※ …
 - ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方
 - ・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方